

令和7年11月28日

お客さま各位

青和信用組合

職員がスニーカー着用で業務を行うことのお知らせ

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当組合ではこれまで、職員にはビジネスシューズ（革靴）の着用を義務付けておりましたが、今般、下記の通り、暗色系のスニーカーを着用して業務を行えるよう、内規を見直し実施いたしますので、ここにお知らせいたします。

今後も職員の働きやすい職場環境づくりを通じて、より一層のお客様へのサービス向上を図ってまいります。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象者

全役職員

2. 実施概要

職員が、店内や渉外活動において、ビジネスシューズ（革靴）のほか、暗色系のスニーカーを着用して業務を行うようになります。

なお、スニーカーの着用にあたってはT P O（時間・場所・場合）をわきまえるとともに、引き続き、金融機関職員として適切な清潔感のある身だしなみの徹底に努めてまいります。

3. 実施目的

職員の身体的負担を軽減することで、働きやすさと職場環境の改善を目指すものです。

4. 開始日

令和7年12月8日（月）

以上

【本件についてのお問い合わせ先】

青和信用組合 総務部 Tel : 03-3658-1150

